解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年十二月十五日に静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

静岡県御殿場市塚原七四番地の一六
高根西部山之尻土地改良区
代表清算人　高杉　安與

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市春光台四条二丁目八番、最後の住所北海道旭川市春光台四条二丁目八番一八号　被相続人　亡　市村　雅史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

北海道旭川市神楽四条六丁目一番一五号第一レジデンス太陽の郷二階かぐら法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村　優文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西二四条南三丁目四一番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　和広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

事務所北海道帯広市東三条南一四丁目八番地　弁護士法人斉藤道俊法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長谷川　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市元町一丁目一九八番地、最後の住所北海道苫小牧市元町三丁目九番一五号　被相続人　亡　青木　百本

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

事務所北海道苫小牧市表町二丁目一番一四号王子不動産第三ビル五階　相続財産管理人　弁護士　中野　正敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡真室川町大字平岡二五八番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　竜也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

山形県新庄市多門町二―七　ネバーランドビル二階　相続財産管理人　弁護士　神永　夕貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市桜町一丁目三三三二番地、最後の住所茨城県土浦市蓮河原新町七番三号　被相続人　亡　仲川　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階植崎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬八六二四番地、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字末野五三三番地一　被相続人　亡　町田　百三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

事務所埼玉県熊谷市筑波一丁目五六番一号ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所　相続財産管理人　弁護士　白石　悟史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市住吉二丁目二九五番地三、最後の住所埼玉県草加市新栄町一〇〇〇番地新栄町団地三―一四―五〇三　被相続人　亡　深野　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階埼玉東部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小木　出

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区三園一丁目四一番、最後の住所東京都板橋区三園一丁目四一番三〇号　被相続人　亡　井上　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル二二五区東京丸の内法律事務所　相続財産管理人　弁護士　内藤　滋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市瀬谷区橋戸三丁目三一番地六、最後の住所横浜市瀬谷区橋戸三丁目三一番地の六　被相続人　亡　原口　弘文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館五階　相続財産管理人　弁護士　吉田　正穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市泉区和泉町七一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　由雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館九階　相続財産管理人　弁護士　織田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市鷹栖出一五二番地一、最後の住所富山県砺波市広上町一〇番五〇号　被相続人　亡　佐藤　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十二日

富山県高岡市中川本町一番一二号　相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

第35期決算公告

平成28年1月22日　東京都江東区東陽7－2－14
コヒレント・ジャパン株式会社
代表取締役社長　モンロー清海

貸借対照表の要旨　（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,713,660	流動負債	4,124,527
固定資産	301,451	賞与引当金	33,618
		その他引当金	84,287
		固定負債	473,306
		退職給与引当金	393,469
		株主資本	1,417,278
		資本金	100,000
		資本剰余金	△1,803,564
		資本準備金	△1,803,564
		利益剰余金	3,120,842
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,095,842
		（うち当期純利益）	（245,015）
資産合計	6,015,111	負債・純資産合計	6,015,111